

第3章 その他の事業

1. 重複受診者・多剤服薬者への適切な受診指導

健診・医療情報を活用したその他の取り組みとしては、診療報酬明細書等情報を利用して、適切な受診・服薬指導を行います。

2. 後発医薬品の使用促進

診療報酬明細書等情報に基づき、後発医薬品を使用した場合の具体的な自己負担の差額に関して被保険者に通知を行います。